

令和 8 年 9 月富山県議会定例会議案

令和 8 年 9 月富山県議会定例会議案目次

議案第 91 号	令和 8 年度富山県一般会計補正予算（第 2 号）	1
議案第 92 号	令和 8 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	13
議案第 93 号	令和 8 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）	15
議案第 94 号	令和 8 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 95 号	富山県地域未来基金条例制定の件	20
議案第 96 号	富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件	22
議案第 97 号	富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例一部改正の件	23
議案第 98 号	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改正の件	24
議案第 99 号	富山県公営企業の設置等に関する条例一部改正の件	25
議案第 100 号	富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例一部改正の件	26
議案第 101 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件	27
議案第 102 号	富山県花総合センター条例廃止の件	28
議案第 103 号	工事請負契約締結に関する件（県営農地整備事業東中野新地区ほ場整備第 5 工区工事）	29
議案第 104 号	不動産処分に関する件	30
議案第 105 号	令和 7 年度富山県歳入歳出決算認定の件	31
議案第 106 号	令和 7 年度富山県電気事業会計決算認定の件	32
議案第 107 号	令和 7 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	33
議案第 108 号	令和 7 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	34
議案第 109 号	令和 7 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件	35
議案第 110 号	令和 7 年度富山県病院事業会計決算認定の件	36
議案第 111 号	令和 7 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	37

報告第 14 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	38
	損害賠償額の決定に関する件	39
報告第 15 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	41
	損害賠償額の決定に関する件	42
報告第 16 号	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件	43
報告第 17 号	令和 7 年度富山県継続費精算報告書	52
報告第 18 号	健全化判断比率報告の件	53
報告第 19 号	資金不足比率報告の件	54

令和 8 年度富山県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度富山県の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,739,267 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 666,625,353 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 地 方 交 付 税		149,100,000	7,530,949	156,630,949
	1 地 方 交 付 税	149,100,000	7,530,949	156,630,949
8 分担金及び負担金		2,759,016	270,734	3,029,750
	2 負 担 金	2,294,402	270,734	2,565,136
10 国 庫 支 出 金		69,552,670	3,818,402	73,371,072
	1 国 庫 負 担 金	23,524,796	659,480	24,184,276
	2 国 庫 補 助 金	45,139,067	3,158,910	48,297,977
	3 委 託 金	888,807	12	888,819
12 寄 附 金		323,080	58,845	381,925
	1 寄 附 金	323,080	58,845	381,925
13 繰 入 金		26,282,903	54,070	26,336,973
	2 基 金 繰 入 金	20,193,737	54,070	20,247,807
14 繰 越 金		1	779,291	779,292
	1 繰 越 金	1	779,291	779,292
15 諸 収 入		80,200,847	6,281,676	86,482,523
	4 貸付金元利収入	70,084,537	6,250,000	76,334,537

	5 受 託 事 業 収 入	129,915	11,936	141,851
	7 雑 入	7,120,407	19,740	7,140,147
16 県 債		46,722,800	4,945,300	51,668,100
	1 県 債	46,722,800	4,945,300	51,668,100
補正されなかった款項に係る額		267,944,769		267,944,769
歳 入 合 計		642,886,086	23,739,267	666,625,353
歳 出 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		40,971,134	781,526	41,752,660
	1 総 務 管 理 費	21,601,953	571,146	22,173,099
	2 企 画 費	8,494,072	113,733	8,607,805
	3 自 然 保 護 費	1,322,840	6,133	1,328,973
	7 防 災 費	3,108,753	64,978	3,173,731
	8 統 計 調 査 費	426,531	25,536	452,067
3 民 生 費		59,936,807	266,238	60,203,045
	1 社 会 福 祉 費	38,251,841	188,629	38,440,470
	2 児 童 福 祉 費	20,796,339	66,031	20,862,370
	3 生 活 保 護 費	413,894	11,578	425,472
4 衛 生 費		37,166,156	85,505	37,251,661

一般会計

	1 公 衆 衛 生 費	25,039,588	71,008	25,110,596
	2 環 境 衛 生 費	529,890	5	529,895
	3 保 健 所 費	1,764,655	102	1,764,757
	4 医 務 費	7,078,723	620	7,079,343
	5 藥 務 費	887,193	10,648	897,841
	6 公 害 防 止 費	1,866,107	3,122	1,869,229
5 勞 働 費		2,221,239	2,100	2,223,339
	1 勞 政 費	724,666	2,100	726,766
6 農 林 水 産 業 費		35,690,861	529,439	36,220,300
	1 農 業 費	8,466,828	18,512	8,485,340
	2 畜 産 業 費	817,229	2,445	819,674
	3 農 地 費	16,030,675	100,000	16,130,675
	4 林 業 費	7,517,424	256,582	7,774,006
	5 水 産 業 費	2,858,705	151,900	3,010,605
7 商 工 費		74,654,321	12,578,942	87,233,263
	1 商 業 費	67,896,728	6,625,000	74,521,728
	2 工 鉱 業 費	5,971,290	5,869,214	11,840,504
	3 観 光 費	786,303	84,728	871,031
8 土 木 費		60,157,477	6,068,336	66,225,813

	2 道路橋りょう費	27,429,008	3,884,700	31,313,708
	3 河川海岸費	16,971,099	1,079,836	18,050,935
	4 港湾費	5,312,800	209,000	5,521,800
	5 都市計画費	7,385,371	894,800	8,280,171
9 警察費		28,195,224	80,816	28,276,040
	1 警察管理費	27,436,939	80,816	27,517,755
10 教育費		121,132,545	407,365	121,539,910
	4 高等学校費	27,191,181	236,100	27,427,281
	5 特別支援学校費	11,093,437	42,300	11,135,737
	7 社会教育費	3,776,197	30,637	3,806,834
	8 保健体育費	7,254,697	98,328	7,353,025
11 災害復旧費		5,518,211	2,939,000	8,457,211
	1 農林水産業施設 災害復旧費	2,191,700	1,889,000	4,080,700
	2 公共土木施設 災害復旧費	3,326,511	1,050,000	4,376,511
補正されなかった款項に係る額		177,242,111		177,242,111
歳出合計		642,886,086	23,739,267	666,625,353

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設総合管理事業	124,865
	2 企画費	高志の国文学館管理運営費	12,781
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単独災害防除費	60,000
		県単独交通安全施設整備費	30,000
		道路橋りょう改築費	271,400
		県単独道路改良費	232,000
		道路総合交付金事業費	729,300
		県単独橋りょう維持修繕費	60,000
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	340,000
		砂防関係施設整備費	28,000
		海岸保全事業費	79,500
	4 港湾費	港湾総合交付金事業費	54,000
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	140,300
		街路事業費	690,500
		都市公園総合交付金事業費	16,000
10 教育費	4 高等学校費	学校修繕費（全日制）	193,950

	5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	25,000
	7 社会教育費	水墨美術館管理運営費	22,210
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧費	880,000
合 計			3,989,806

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10 教 育 費	4 高 学 校 等 費	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	457,830	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	783,481

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
私立大学等施設整備補助事業	令和9年度	200,000
本庁舎執務室整備事業	令和9年度	357,968
大気汚染常時監視システム運用事業（現行システム分）	令和9年度	2,327
県立しらとり支援学校小学部棟増築事業	令和9年度	38,200
警察官待機宿舎解体事業	令和9年度	89,332
運転免許運営器材整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	9,201
サイバー犯罪対策器材整備事業（追加分）	令和9年度から 令和10年度まで	779

2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
大気汚染常時監視システム運用事業	令和 9 年度 から 令和13年度 まで	66,929	大気汚染常時監視システム運用事業	令和 9 年度 から 令和14年度 まで	90,659
サイバー犯罪対策 器材整備事業	令和 9 年度 から 令和11年度 まで	3,678	サイバー犯罪対策 器材整備事業	令和 9 年度 から 令和11年度 まで	4,975

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前 の額	補正額	計			
県有施設整備費	6,703,000	419,000	7,122,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発行を 含む。)	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
緊急防災・減災費	1,522,000	187,000	1,709,000			
並行在来線費	10,000		10,000			
被災者生活再建 支援基金拠出金	401,700		401,700			
公事共等補助費	15,185,000	838,000	16,023,000			
県単独農林水産業 施設整備事業費	9,000		9,000			
直轄事業費金	10,770,000	233,000	11,003,000			
公園整備事業費	437,000	16,000	453,000			
公営住宅建設費	68,000		68,000			
地方道整備費	1,646,000	1,811,000	3,457,000			
自然災害防止費	2,169,000	838,000	3,007,000			
警察施設整備費	402,000	45,000	447,000			
高等学校整備費	1,637,000	69,000	1,706,000			
特別支援学校費	601,000		601,000			
地域活性化費	286,000	14,000	300,000			
施設整備補助費	2,018,000	64,000	2,082,000			

補助直轄災害復旧事業費	1,678,100	367,900	2,046,000			
単独災害復旧事業費	180,000	43,400	223,400			
行政改革推進事業費	1,000,000		1,000,000			
計	46,722,800	4,945,300	51,668,100			

議案第 92 号

令和 8 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度富山県の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,578,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 越 金		269,135	8,552	277,687
	1 繰 越 金	269,135	8,552	277,687
9 諸 収 入			9,213	9,213
	1 雑 入		9,213	9,213
補正されなかった款項に係る額		75,292,057		75,292,057
歳 入 合 計		75,561,192	17,765	75,578,957
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸 支 出 金			17,765	17,765
	1 償 還 金 及 び 金 還 付 加 算		17,765	17,765
補正されなかった款項に係る額		75,561,192		75,561,192
歳 出 合 計		75,561,192	17,765	75,578,957

令和 8 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 8 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	5,105,319千円	620千円	5,105,939千円
第 2 項 補 助 金	506,170千円	620千円	506,790千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	5,968,860千円	620千円	5,969,480千円
第 1 項 建設改良費	1,657,167千円	620千円	1,657,787千円

第 3 条 予算第 5 条中

富山県立中央病院調理業務委託	令和 9 年度から 令和11年度まで	838,150
富山県立中央病院採血・採尿業務支援装置保守管理業務委託	令和 9 年度から 令和14年度まで	30,780

を

富山県立中央病院調理業務委託	令和 9 年度から 令和11年度まで	838,150
富山県立中央病院採血・採尿業務支援装置保守管理業務委託	令和 9 年度から 令和14年度まで	30,780
富山県立中央病院医事業務委託	令和 9 年度から 令和10年度まで	975,000

に改める。

令和8年9月7日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 94 号

令和 8 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 事 業 費	4,973,004千円	12,498千円	4,985,502千円
第 1 項 営 業 費 用	4,572,355千円	12,498千円	4,584,853千円

第 3 条 予算第 5 条中

庄発電所ピッチ角変更工事	令和 9 年度	5,900	を
太陽光発電所保守点検業務委託	令和 9 年度	6,500	
大長谷第四発電所自動制御補助盤予備基盤購入費	令和 9 年度	2,200	
大長谷第四発電所欠相継電器更新工事	令和 9 年度	26,400	
上市川第三発電所発電所主要機器等修繕工事	令和 9 年度から 令和10年度まで	472,700	
菅沼ダム濁水対策工事	令和 9 年度から 令和10年度まで	5,400,000	
大長谷第二発電所ほか監視制御装置更新等工事	令和 9 年度	75,702	
ダム監視制御装置改良工	令和 9 年度	35,948	

事		
企業局工事管理システム 連携改修	令和 9 年度	6,137

庄発電所ピッチ角変更工 事	令和 9 年度	5,900
太陽光発電所保守点検業 務委託	令和 9 年度	6,500
大長谷第四発電所自動制 御補助盤予備基盤購入費	令和 9 年度	2,200
大長谷第四発電所欠相継 電器更新工事	令和 9 年度	26,400
上市川第三発電所発電所 主要機器等修繕工事	令和 9 年度から 令和10年度まで	472,700
菅沼ダム濁水対策工事	令和 9 年度から 令和10年度まで	5,400,000
大長谷第二発電所ほか監 視制御装置更新等工事	令和 9 年度	75,702
ダム監視制御装置改良工 事	令和 9 年度	35,948
企業局工事管理システム 連携改修	令和 9 年度	6,137
上市川第一発電所 1 号機 主要制御装置更新及び水 車発電機修繕工事	令和 9 年度から 令和11年度まで	1,544,686

に改める。

県営水力発電所リプレース（全面的更新）長期計画策定業務委託	令和 9 年度	19,800
大長谷第五発電所水車発電機更新等詳細設計業務委託	令和 9 年度	47,300

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 95 号

富山県地域未来基金条例制定の件

富山県地域未来基金条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県地域未来基金条例

(設置)

第 1 条 地域産業クラスターの形成を推進するとともに、地場産業の付加価値向上及び販路開拓を支援し、もって地域産業及び地域経済の持続的な成長を図るため、富山県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第 2 第 1 項の表の私立学校授業料等減免事務であって規則で定めるものの項中「就学支援金法」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域
下水道事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域下水道事業
の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 1 条 富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年富山県条
例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第
243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」
に改め、同条第 2 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 2 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第
2 号」に改める。

（富山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和 62 年富山県条例第 41 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改正の件

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加
える。

- (11) 法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保
育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和
6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この
号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子ども
を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事す
る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接する
ものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確
認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

附 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。

議案第 99 号

富山県公営企業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表庄東第一発電所の項中「24,000」を「20,600」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 100 号

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
一部改正の件

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 2 条（」を「第 2 条第 1 項（」に改める。

第33条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 条第 1 号から第 3 号まで」を「第 1 条第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年富山県条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 102 号

富山県花総合センター条例廃止の件

富山県花総合センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県花総合センター条例を廃止する条例

富山県花総合センター条例（昭和62年富山県条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 103 号

工事請負契約締結に関する件

県営農地整備事業東中野新地区ほ場整備第 5 工区工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 県営農地整備事業東中野新地区ほ場整備第 5 工区工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 中新川郡立山町東中野新外地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 671,550,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 丸新志鷹建設・野村土建県営農地整備事業東中野新地区ほ場
整備第 5 工区工事共同企業体
代表者
中新川郡立山町芦峯寺49番地
丸新志鷹建設株式会社
共同企業体構成員
富山市西長江四丁目 7 番46号
野村土建株式会社 |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和12年 3 月13日 |

議案第 104 号

不動産処分に関する件

富山県花総合センター用地を次のとおり処分するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | | |
|---|-----------|--------------------|-----------------|
| 1 | 物 件 の 表 示 | 砺波市高道地内
宅地及び雑種地 | 27,058.91平方メートル |
| 2 | 相 手 方 | 砺波市 | |
| 3 | 物 件 の 用 途 | 砺波市庁舎用地 | |
| 4 | 売 却 金 額 | 624,920円 | |

議案第 105 号

令和 7 年度富山県歳入歳出決算認定の件

令和 7 年度富山県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 106 号

令和 7 年度富山県電気事業会計決算認定の件

令和 7 年度富山県電気事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 107 号

令和 7 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 7 年度富山県水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 7 年度富山県水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 108 号

令和 7 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 7 年度富山県工業用水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 7 年度富山県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 109 号

令和 7 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件

令和 7 年度富山県地域開発事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 110 号

令和 7 年度富山県病院事業会計決算認定の件

令和 7 年度富山県病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 111 号

令和 7 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 7 年度富山県流域下水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 7 年度富山県流域下水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 14 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償額の決定に関する件

損害賠償額の決定に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	相 手 方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
35	令和 8 年 5 月 13 日に魚津市有山地内で発生した交通事故による借上車両の滅失に伴う物品等賃貸借契約上の債務不履行	富山市 トヨタモビリティ 富山株式会社	県が支払う額 89,579円	令和 8 年 7 月 1 日
36	令和 8 年 1 月 24 日に主要地方道富山立山魚津線中新川郡立山町利田地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 436,986円	令和 8 年 7 月 2 日
37	令和 8 年 2 月 23 日に一般国道 304 号南砺市大鋸屋地内で発生した落枝による車両の損傷	石川県能美市在住 1 名	県が支払う額 96,938円	令和 8 年 7 月 2 日
38	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 671,821円	令和 8 年 7 月 3 日
39	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市 株式会社マツダア ンフィニトミセキ 富山市在住 1 名	県が支払う額 308,814円	令和 8 年 7 月 3 日
40	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 191,895円	令和 8 年 7 月 3 日
41	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 131,263円	令和 8 年 7 月 3 日
42	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 23,375円	令和 8 年 7 月 3 日
43	令和 8 年 4 月 4 日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 11,000円	令和 8 年 7 月 3 日

損害賠償額の決定に関する件

44	令和8年4月4日に富山市東石金町地内で発生した官舎の防水板の飛散による車両の損壊	福井県福井市 損害保険ジャパン株式会社 富山市在住1名	県が支払う額 876,700円	令和8年 7月3日
48	令和8年5月2日から同月3日の間に中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂地内で発生した落枝による車両の損傷	大阪府堺市在住1名	県が支払う額 35,772円	令和8年 7月10日
49	令和8年4月25日に富山市針日地内で発生した貸与寝具の破損による損害	富山市 日本海綿業株式会社	県が支払う額 1,400円	令和8年 7月13日
50	令和8年6月20日に富山市高島地内で発生したHDMIケーブルの損傷	富山市 一般社団法人富山県トラック協会	県が受け取る額 36,080円	令和8年 7月14日
51	令和8年4月4日に砺波市太田地内で発生した道路標識柱の倒壊による車両の損傷	射水市 有限会社追分工業 射水市在住1名	県が支払う額 3,720,000円	令和8年 7月21日
52	令和8年2月27日に岩瀬運河で発生した河床の障害物による小型船舶の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 198,000円	令和8年 7月24日
53	令和7年12月28日に主要地方道富山立山公園線中新川郡立山町横江地内で発生した樹木からの落雪による車両の損傷	中新川郡立山町在住1名	県が支払う額 170,170円	令和8年 8月18日
54	令和8年6月8日に主要地方道富山上市線富山市水橋常願寺地内で発生した路上障害物による車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 28,727円	令和8年 8月21日
55	令和7年2月5日に主要地方道富山高岡線射水市大島北野地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	射水市在住2名	県が支払う額 1,149,500円	令和8年 8月31日

損害賠償額の決定に関する件

報告第 15 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償額の決定に関する件

損害賠償額の決定に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	相 手 方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
45	令和 8 年 3 月 14 日に富山市野町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 318,692円	令和 8 年 7 月 8 日
46	令和 8 年 4 月 8 日に射水市今井地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住 1 名	県が受け取る額 81,257円	令和 8 年 7 月 8 日
47	令和 8 年 2 月 24 日に富山市茶屋町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 117,799円	令和 8 年 7 月 10 日

報告第 16 号

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の令和 7 年度の業務実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

公立大学法人富山県立大学の令和 7 年度の業務実績に関する評価結果

I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる。

富山県立大学は、平成 2 年 4 月に日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化や、ビッグデータの活用、A I ・ I o T 等のデジタル化の進展、さらにはグローバル社会への対応など、これまで以上に教育・研究・地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担うとともに、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりの推進が求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成 27 年 4 月に公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 27 年度～令和 2 年度）においては、「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学」「未来を志向した高度な研究を推進する大学」「広く開かれ地域社会に貢献する大学」の 3 つの基本目標の実現に向け取組みを進めた。特に教育面においては、医薬品工学科や知能ロボット工学科の設置をはじめ各学科の拡充、看護学部の新設、最新の実験設備を導入した中央棟の整備などに取り組み、中期目標全体の達成状況は良好という結果であった。

令和 3 年度からは第 2 期中期目標期間（令和 3 年度～令和 8 年度）がスタート

し、目標期間5年目となる令和7年度においても中期目標及びそれに伴う中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んでおり、その業務実績は全体として高く評価できる。

特に評価する事項として、「大学院情報工学研究科」の令和8年4月開設に向け着実に準備を行うとともに、データサイエンスやAI分野の高度な教育・研究を実践するための設備を備えた情報工学研究棟を整備し、産学官による分野横断的な共同研究を推進する「グリーン×AI教育研究拠点」を開設するなど、教育・研究基盤の充実を図った。

また、令和7年4月に開設した大学院看護学研究科博士後期課程において、高度な看護人材の育成に取り組んだほか、企業向けオーダーメイド講座や寄附講座等の社会人向け教育を積極的に実施するなど、地域や産業界のニーズに応じた人材育成に貢献した。

さらに、各学科の教員が科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金に積極的に応募し、外部資金の獲得に努めるとともに、受託研究及び共同研究件数についても高い水準を維持するなど、地域や企業との連携を着実に推進した。

今後の課題としては、県内入学者の確保や卒業生の県内就職・定着について、これまでの実績や社会情勢を踏まえた上で、現状に即した目標設定を検討することが望まれる。

また、留学生の受入れや学生の海外派遣・海外体験者数が目標を下回っていることから、留学生の受入れから県内就職・定着までを見据えた一体的な国際化の取組みを一層推進することが望まれる。

さらに、不適切事案や情報セキュリティ事案を踏まえ、内部管理体制及び組織横断的なリスク管理体制を強化し、再発防止と情報セキュリティ対策の充実を図ることが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実や地域社会に貢献する大学づくりを推進することで、中期目標が着実に達成されることを期待する。

Ⅱ 項目別評価

1 教育に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された73項目のうち、9項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、63項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、1項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。計画をやや下回る項目があるものの、令和8年4月の大学院情報工学研究科開設に向けた取組みや、情報工学研究棟の整備による教育・研究環境の充実などを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・データサイエンスの専門教育を実践するための設備や産学官による分野横断的な共同研究を推進するための「グリーン×AI教育研究拠点」等を備えた「情報工学研究棟」の建設を完了した。
- ・DX教育研究センターを拠点に、デジタル化の進展に対応した産学官金の連携による教育研究の推進に取り組み、センターの事業趣旨に賛同し、DX人材の育成や産学官連携による教育・人材育成などに関わるアソシエイト会員制度は、令和7年度に14人（9社）の登録を得た。
- ・工学部及び情報工学部では、進路ガイダンス（7回開催）、企業を知る木曜日（シルモク）（30社延べ472名）、学内合同企業研究会（278社）、個別の就職指導を通して、継続的なキャリア形成を強化した。
- ・看護学部では、県内医療機関等説明会や県内病院見学ツアー、若手看護師との交流会の開催に加え、各種セミナー、就職・進学のための個別支援を実施した。
- ・新たに開設した大学院看護学研究科博士後期課程において2名の学生、課程変更した博士前期課程には9名の学生を受け入れ、高度な看護人材の育成に取り組んだ。

(4) 今後の課題とする事項

県内入学者の確保や卒業生の県内就職定着については、一定の成果が認められるものの、目標値と実績との乖離も見られる。次期中期目標・中期計画の策定に当たっては、これまでの実績や社会情勢を踏まえ、現状に即した目

標設定を検討することが望まれる。

2 研究に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された30項目のうち、5項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、24項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、1項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。計画をやや下回る項目があるものの、大学院情報工学研究科の設置や新研究拠点の開設に向けた準備等を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・ロボットによるバイタルサイン計測のDX化など、工学部・情報工学部の教員と看護学部の教員による共同研究を実施し、工学と看護学の融合による、県立大学ならではの特色ある看工連携研究を推進した。
- ・より専門的かつ高度なデジタル人材を早期から地域や社会へ輩出できるよう、令和8年4月の大学院情報工学研究科設置及び工学研究科再編に向けた各種準備を進めた。
- ・大学院情報工学研究科開設等に関する事業計画が採択された文部科学省支援事業（5年で7.5億円）を活用し、新研究拠点建設に向けた実施設計を行った。

(4) 今後の課題とする事項

教員による学会等への不正参加があったことについては、事務処理や内部管理体制について適時・適切な見直しを行うとともに、再発防止に向けた取り組みを着実に進める必要がある。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された40項目のうち、3項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、37項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、社会人向けセミナー受講者数や地域課題解決に向けた企業、NPO等などの連携団体数の大幅な増加などを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・企業ニーズ等に応じたセミナーを継続して実施し、県大発キャリアアップ支援講座を4コース実施し、企業等から55名、企業向けオーダーメイド講座には7企業・団体から申込みがあり、延べ344名が参加するなど、企業人材育成支援の充実を図った。
- ・県内企業の実務者を対象に、企業版ふるさと納税を活用した寄附講座「バイオ医薬品人材育成講座」を開設し、新卒教育プログラム（6企業、44名参加）をはじめ、社会人アップスキリングコース（座学、実習）やアドバンスコース（各分野の専門家による講義）などを実施するとともに、次年度の学生向け講座の開設等に向けたカリキュラムの検討を進めた。

(4) 今後の課題とする事項

留学生数や学生の海外体験者数が目標を下回っていることから、要因を分析し、国際化に向けた取組みの一層の充実を図ることが望まれる。協定校の拡充や留学生への支援策の充実を図るとともに、県内企業とも連携し、留学生の受入れから県内定着までを見据えた取組みを検討されたい。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	（中期計画の達成に向けて）計画どおり進んでいる。
----	---	--------------------------

(2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された17項目のうち、2項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、15項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、機動性の高い大学運営を推進したことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・機動性の高い大学運営を推進するため、法人運営に関することは理事長、教育研究に関することは学長が担当するなど、理事長と学長の役割分担を明確にし、それぞれの責任のもとでリーダーシップを発揮して、迅速に意思決定を行った。また、工学部、情報工学部及び看護学部の連携や統一的な大学運営に努めた。
- ・副学長3名（教育研究担当、情報戦略担当及びコンプライアンス担当）及び学長補佐4名を設置し、学長の補佐体制を大幅に強化した。
- ・事務処理の効率化を図るため、電子決裁の試行的導入など、業務のデジタル化を推進した。

5 財務内容の改善に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	（中期計画の達成に向けて）特筆すべき進捗状況にある。
----	---	----------------------------

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された10項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、9項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、財務状況の安定化に努めたことや大学の保有資産の効果的な運用を行ったことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・各学科において、科学研究費補助金やN E D Oプロジェクトの資金を獲得したほか、環境・社会基盤工学科では、J S T創発的研究支援事業、J S P S 国際共同研究強化および海外招聘研究員（長期）、内閣府ムーンショットプロジェクト（分担）に応募し採択されるなど、国の教育、研究の大型プロジェクトに積極的に応募し、資金獲得に努めた。
- ・大学のブランドイメージの向上を図るとともに、教育研究環境の充実や施設の維持管理に必要な財源を得るため、大学の施設を活用したネーミングライツ事業等を実施し、命名権料等の自己財源の確保に努めた。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された4項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、3項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、SNS等を活用した積極的な広報活動を行ったことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・教育研究活動と業務運営について、令和6年度業務実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る自己評価を実施し、富山県公立大学法人評価委員会の評価を受審した。また、評価結果をホームページで公表するとともに、改善を進めるため学内全教職員へ周知した。
- ・大学案内パンフレットや保護者向けパンフレット等の広報ツールの作成・配布に加え、電車の中吊り広告や駅構内デジタルサイネージ広告の掲出などの広報活動を実施した。
- ・WEB広告では、県内外の学生・保護者向け及び産学連携の推進を目的としたPR動画を新たに制作し、令和7年12月からYouTube広告で発信した。WEB広告動画表示回数は令和8年2月末で328万回を超え、大学の認知度向上に大きく寄与した。

7 その他業務運営に関する目標

(1) 評価結果

評価	B	(中期計画の達成に向けて) 概ね計画どおり進んでいる。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

その他の業務運営に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された12項目のうち、2項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、9項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、1項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。短期間に複数の不適切事案や情報セキュリティ事案が発生したことは、大学の管理体制全体に関わる問題として重く受け止める

必要があると考え、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・災害時に学生及び教職員が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、学生や教職員（約3千人）を対象に、安否確認システムを用いた安否確認訓練を実施するとともに、射水、富山キャンパス間で連携した訓練を行った。
- ・富山キャンパスにおいて、災害発生時に帰宅困難となった学生が学内に一時滞在できるよう、食料や防寒具等の備蓄物資を購入し、危機管理体制の充実・強化を図った。

(4) 今後の課題とする事項

短期間に複数の不適切事案や情報セキュリティ事案が発生したことを踏まえ、大学の内部管理体制やリスク管理については、より一層の強化が必要である。個別事案への事後対応にとどまらず、組織横断的なリスク管理の推進や、予防的な情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、異常を早期に検知し、被害を最小限に抑えるための体制整備に取り組むことが重要である。また、専門的知見を有する外部の第三者による評価や診断を積極的に活用し、客観的な視点からセキュリティ対策の実効性を高めることが求められる。

〈参考１〉小項目評価の集計結果

大項目 \ 評価等	評価対象 項目数 (小項目)	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 概ね計画ど おりに実施 している	Ⅱ 計画をや や下回っ ている	Ⅰ 計画を大 幅に下回 っている
第１ 教育に関する目標を達成するための措置	73	9	63	1	
第２ 研究に関する目標を達成するための措置	30	5	24	1	
第３ 地域貢献に関する目標を達成するための措置	40	3	37		
第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	17	2	15		
第５ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10	1	9		
第６ 自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4	1	3		
第７ その他業務運営に関する目標を達成するための措置	12	2	9	1	
合 計	(※)186	23	160	3	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考２〉項目別評価の結果

大項目 \ 評価	S 特筆すべ き進捗状 況にある	A 計画どお り進んで いる	B 概ね計画 どおり進 んでいる	C やや遅れ ている	D 重大な改 善事項が ある
第１ 教育に関する目標を達成するための措置	○				
第２ 研究に関する目標を達成するための措置		○			
第３ 地域貢献に関する目標を達成するための措置	○				
第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		○			
第５ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○				
第６ 自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	○				
第７ その他業務運営に関する目標を達成するための措置			○		

報告第 17 号												令和 7 年 度 富 山 県 継 続 費 精 算 報 告 書												(単位 円)											
款	項	事業名	年 度	全 体 計 画			実 績			比			左 の 財 源 内 訳 (B)-(D)			左 の 財 源 内 訳 (B)-(D)			一般財源																
				年 割 額 (A)	左 の 財 源 内 訳 (B)		支出済額 (C)	左 の 財 源 内 訳 (D)		年割額と 支出済額の 差 (A)-(C)	特 定 財 源		国 支出金	左 の 財 源 内 訳 (B)-(D)		国 支出金	特 定 財 源		その他	一般財源															
					特 定 財 源	その他		特 定 財 源	その他		特 定 財 源	その他																							
														国 支出金	地方債		その他	国 支出金			地方債	その他													
10教育費	6大 学 費	公立大学 法人振興 事業費	5	178,872,000	141,000,000	37,872,000	70,725,000	55,000,000	15,725,000	108,147,000	86,000,000	22,147,000																							
			6	536,972,000	424,000,000	112,972,000	135,994,580	105,000,000	30,994,580	400,977,420	319,000,000	81,977,420																							
			7	502,524,000	396,000,000	106,524,000	948,769,627	508,000,000	199,769,627	△446,245,627	△112,000,000	△93,245,627																							
			計	1,218,368,000	961,000,000	257,368,000	1,155,489,207	668,000,000	246,489,207	62,878,793	293,000,000	10,878,793																							
												令和 8 年 9 月 7 日 提 出																							
												富山県知事 新 田 八 朗																							

報告第 18 号

健全化判断比率報告の件

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	13.7 (25.0)	191.5 (400.0)

（注）1（ ）内は、早期健全化基準を表す。

2 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

報告第 19 号

資金不足比率報告の件

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

（単位 ％）

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
電気事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
地域開発事業会計	—
流域下水道事業会計	—
港湾施設特別会計	—
工業用地等管理特別会計	—

（注）「—」は、資金不足額がないことを表す。